

富士町地域包括支援センター
運 営 規 程

(2024 年 4 月 施 行)

〒202-0022 東京都西東京市柳沢 4 丁目 1 番 3 号
社会福祉法人 東京老人ホーム

社会福祉法人東京老人ホーム 富士町地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 西東京市が設置し、社会福祉法人東京老人ホームが受託運営する富士町地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活が維持できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していく事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、西東京市において「地域包括ケアシステムの推進」を念頭に置き、「介護予防の推進」、「地域の力を活かした支え合いの取り組み」「在宅療養の推進」に基づき、業務にあたる。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 富士町地域包括支援センター

所在地 西東京市富士町 1-7-69 西東京市高齢者センターきらら内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 保健師 1名（常勤）

保健師、管理者を兼ね、センターの従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 社会福祉士 1名（常勤）

(3) 主任介護支援専門員 1名（常勤）

(4) 認知症地域支援推進員 1名（常勤）

(5) 専門相談員 1名（常勤）

(6) その他非常勤職員を若干名置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、祝祭日並びに年末年始を除く。

(2) 営業時間 平日・土曜日 午前9:00から午後6:00まで

(3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

(1) センターの公正・中立性の確保に関すること

- (2) センターの専門職の確保に関する事
- (3) センターの専門職の活動計画と活動報告
- (4) 自己評価事業に関する事

(センターの基本機能)

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 共通的基盤整備

地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

- (2) 総合相談支援・権利擁護

高齢者の総合相談窓口として機能し、実態把握の上、必要なサービスにつなげる。
また、虐待の防止等権利擁護に努める。

- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

また、介護支援専門員の実践力向上に向け支援する。

- (4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント等が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(事業の委託)

第8条 センターは、第7条第4号の介護予防支援等を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第9条 センターが介護予防支援等を行うにあたっては、利用者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、西東京市内富士町・中町・東町とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(秘密の保持)

第12条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由があ

る場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 センターは虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知する。
- （2）職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 センターはサービス提供中に担当職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告する。

（身体拘束等の原則禁止）

第 14 条 センターは身体拘束を防止するため、以下の措置を講じる。

- （1）センターは指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者または、他の利用者の生命または身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- （2）センターは、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その状況及び期間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載すると共に、行政に報告をする。

（業務の維持継続）

第 15 条 災害対策への取り組みとして、平時から地域の関係機関と連携し、地域の災害リスクや避難行動要支援者等への支援体制を検討する。また、災害発生時の連絡体制や業務の優先順位、通常業務への移行について検討し、マニュアルを整備する。
また、感染レベルに応じた感染予防対策を随時実施する。

（苦情対応）

第 16 条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。